

「琵琶湖・淀川流域圏の再生」第1回協議会

議 事 次 第

日時：平成16年 4月22日(木) 13時00分～15時00分

場所：三井アーバンホテル大阪 6階 生命ホール
大阪府大阪市北区豊崎3-18-8

- 議事次第
- 1) 挨拶 近畿地方整備局長
. 都市再生本部参事官
 - 2) 第6次都市再生本部決定について
 - 3) 琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会の設立について
 - 4) 琵琶湖・淀川流域圏の現状
 - 5) 各府県市の取り組み状況について
 - 6) 国の取り組み状況について
 - 7) 協議会の進め方について

<配布資料>

- 議事次第
- 出席者名簿
- 配席表
- 資料1 都市再生プロジェクト「都市再生本部決定」資料 . . . P1～3
第159回国会小泉内閣総理大臣施政方針演説 . . . P4
琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会設置要綱(案) . . . P5～8
協議会の今後の進め方 . . . P9・10
- 資料2 琵琶湖・淀川流域圏の現状
- 資料3 琵琶湖・淀川流域圏の現状整理シート(案)
- 資料4 府県市取り組み状況
- 資料5 国の取り組み状況

平成15年11月28日
都市再生本部決定

都市再生プロジェクト

琵琶湖・淀川流域圏の再生

～歴史・文化を活かし自然との共生を目指す

流域全体での一体的な取組～

琵琶湖・淀川流域は、古くから我が国の政治・文化・経済の中心として重要な役割を果たすとともに、世界有数の古代湖として固有の生態系が存在する琵琶湖を有するなど、豊かな水と緑が人々の暮らしと密接なかかわりを保ってきた。

そこで、琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承するため「歴史・文化を活かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生」の実現を図る。

このため国、関係地方公共団体等、流域全体での一体的な取組体制を構築し、以下のような観点で総合的に施策を展開することとする。

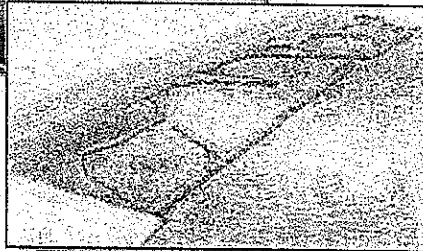
- (1) 琵琶湖・淀川が有していたヨシ原、ワンド（川沿いの水たまり）等を再生するとともに、琵琶湖から淀川に至る流域圏としての生態系・景観の保全・再生のための施策を展開する。
- (2) 都市を代表する社会資本ストックを歴史的蓄積も活かしつつ後世に残すことを念頭に、沿川のまちづくりと一体となった親水空間や防災用水ネットワークの整備を進める。
さらに失われた清流の回復、浄化用水の導入、污水处理施設の整備等健全な水循環系再生のための施策を推進する。
- (3) 琵琶湖・淀川流域の新たな交流・連携の場として、水辺の賑わいや川の文化の復活、水を軸とした広域周遊観光、災害時の物流対応のための水上交通ネットワークの構築等を推進する。

なお、本プロジェクトと一体として、既に決定された都市再生プロジェクト「大都市圏における都市環境インフラの再生」（第三次決定）における「水都大阪の再生」の推進と「寝屋川流域水循環系再生構想」の具体化を図ることとする。

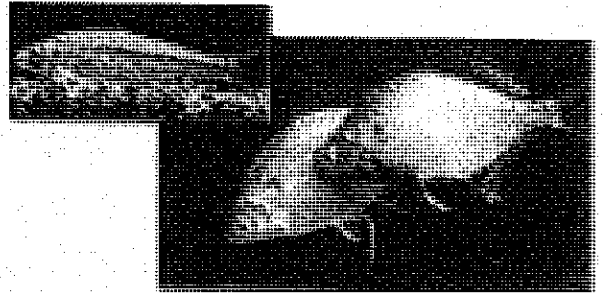
琵琶湖・淀川流域圏の再生

～歴史・文化を活かし自然との共生を目指す
流域全体での一体的な取組～

琵琶湖・淀川を中心に過去に損なわれた自然・景観・文化を取り戻し、
水の恩恵を機軸とした生活空間の再構築を行うことにより、琵琶湖・
淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承



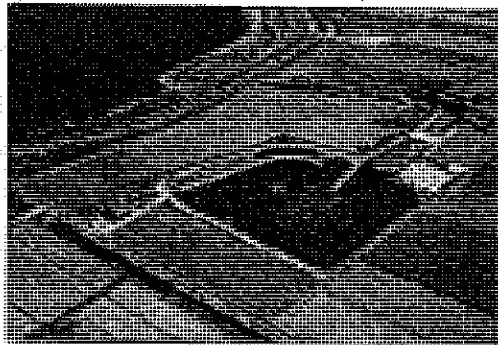
ヨシ原、ワンド等の保全・再生



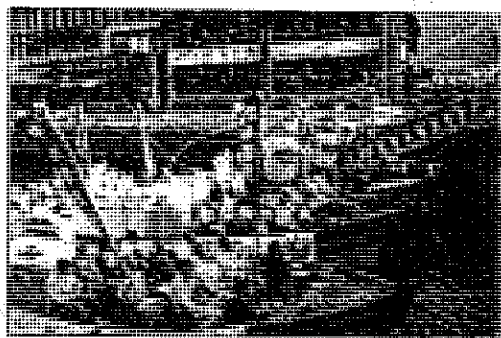
固有種の保全



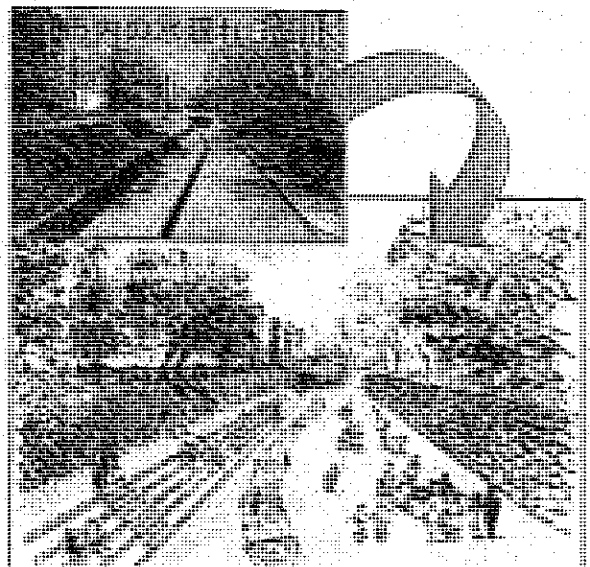
観光資源の再生



かんがい用水管理と水質浄化



水文化の継承



難いのせせらぎ再生(都市環境・防災用水)

琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会設置要綱

1 名称

この会議は、琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 目的

協議会は、都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」の実現を図るため、関係省庁及び関係地方公共団体等が、流域全体での一体的な取組体制を構築し、再生計画を策定し、推進するために設置するものである。

3 協議会の所掌事務

協議会は、次に掲げる事項に関して再生計画を策定し、推進する。

- (1) 琵琶湖・淀川流域の生態系、景観等の再生
- (2) 水環境の改善による都市の再生
- (3) 水を軸とする流域内の交流・連携の再生

4 協議会の構成

- ① 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

5 座長

- ① 協議会を主宰するため、座長を置く。
- ② 座長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長とする。

6 協議会の開催

- ① 協議会は、座長の招集により随時開催する。
- ② 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- ③ 再生計画その他の協議会の所掌に係る事項は、協議会の合議により決定する。

7 幹事会

- ① 協議会に幹事会を置く。
- ② 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- ③ 幹事会に幹事長を置き、協議会の座長がこれを指名する。
- ④ 幹事会は、協議会の所掌事務の実施に関する協議及び調整を行う。
- ⑤ 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。

8 ワーキンググループ

幹事会に必要な応じワーキンググループを置くことができる。

9 事務局

- ① 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- ② 事務局の運営は、国土交通省近畿地方整備局企画部において行う。

10 その他

- ① 本要綱の改正は、座長が協議会に諮って行う。
- ② この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会の委員に諮って定める。

11 施行日

平成16年4月22日

機関名	委員	
	役職	名前
国土交通省	土地・水資源局 水資源部 水資源計画課長	木下 誠也
	都市・地域整備局 大都市圏整備課長	日野 晋
	河川局 河川計画課長	布村 明彦
	近畿地方整備局 企画部長	足立 敏之
	近畿地方整備局 建政部長	渡辺 秀樹
	近畿地方整備局 河川部長	宮本 博司
	近畿地方整備局 港湾空港部長	中村 信之
	近畿運輸局 交通環境部長	飯嶋 康弘
	近畿運輸局 海事振興部長	高須 淳一
総務省	消防庁 防災課長	下河内 司
文部科学省	文化庁 文化財部 記念物課長	永山 賀久
厚生労働省	健康局 水道課長	谷津 龍太郎
農林水産省	農村振興局 整備部 農村整備課長	高嶺 彰
	近畿農政局 企画調整室長	池内 豊
	近畿農政局 農村計画部長	山下 紀行
	近畿農政局 整備部長	高祖 幸晴
林野庁	森林整備部 計画課長	山田 壽夫
	近畿中国森林管理局 計画部長	安藤 伸博
水産庁	漁港漁場整備部 計画課長	鹿田 正一
経済産業省	経済産業政策局 地域経済産業G 産業施設課長	中村 幸一郎
	近畿経済産業局 産業企画部長	陣山 繁紀
環境省	水環境部 水環境管理課長	安藤 茂
	近畿地区環境対策調査官事務所長	麻生 勝
	自然環境局 自然環境計画課長	黒田 大三郎
	自然環境局 近畿地区自然保護事務所長	亀澤 玲治
三重県	地域振興部長	浦中 素史
	県土整備部長	長谷川 寛
滋賀県	琵琶湖環境部長	伊藤 潔
	農政水産部長	浅田 博之
	土木交通部長	河崎 和明
京都府	企画環境部長	中村 彰
	農林水産部長	青合 幹夫
	土木建築部長	土屋 光博
大阪府	企画調整部長	山登 敏男
	環境農林水産部長	葦川 大造
	土木部長	小河 保之
兵庫県	県民政策部長	井筒紳一郎
	県土整備部長	陰山 凌
奈良県	企画部長	谷川 正嗣
	土木部長	南 哲行
京都市	総合企画局長	上原 任
大阪市	計画調整局理事	永井 哲郎
大津市	企画部長	中村 恒晴
オブザーバー	内閣官房 都市再生本部 参事官	吉岡 淳